

平成27年10月15日

答申第616号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より「公開番組『64回NHK紅白歌合戦』の観覧・未受信契約者の数（率）」について開示の求めがあった。

NHKは、「紅白歌合戦」の観覧申し込みについて、受信料をお支払いいただいている方（支払いが免除されている方を含む）に限定しており、当選者についてはすべて受信契約があることを確認しているが、当日の入場者については契約状況を確認していないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月15日（第226回審議委員会）

第631号諮問、審議、答申